

## 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する 法律の施行状況について

- I. 配偶者暴力相談支援センター取りまとめ部局・  
支援センターの機能を果たす施設（平成16年  
6月1日現在）…………… 1
  
- II. 配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者  
からの暴力が関係する相談件数の結果について  
（平成14年4月～平成16年4月）…………… 4
  
- III. 配偶者暴力に関する保護命令事件の処理状況  
等について（最高裁判所資料 平成13年10月～  
平成16年5月）…………… 6
  
- IV. 配偶者暴力防止法施行後の主な取組…………… 7

平成16年7月14日  
内閣府男女共同参画局

I 配偶者暴力相談支援センター取りまとめ部局・支援センターの機能を果たす施設

(平成16年6月1日現在)

計120施設

	取りまとめ部局	支援センターの機能を果たす施設	中心施設
北海道	環境生活部男女平等参画推進室	北海道立女性相談援助センター	
		北海道環境生活部(男女平等参画推進室)	○
		北海道石狩支庁	
		北海道渡島支庁	
		北海道檜山支庁	
		北海道後志支庁	
		北海道空知支庁	
		北海道上川支庁	
		北海道留萌支庁	
		北海道宗谷支庁	
		北海道網走支庁	
		北海道胆振支庁	
		北海道日高支庁	
		北海道十勝支庁	
		北海道釧路支庁	
北海道根室支庁			
青森県	健康福祉部こどもみらい課	青森県女性相談所	○
		青森県男女共同参画センター	
		青森県東地方健康福祉こどもセンター	
		青森県中南地方健康福祉こどもセンター	
		青森県三戸地方健康福祉こどもセンター	
		青森県西北地方健康福祉こどもセンター	
		青森県上北地方健康福祉こどもセンター	
		青森県下北地方健康福祉こどもセンター	
岩手県	環境生活部青少年・男女共同参画課	岩手県福祉総合相談センター	
宮城県	保健福祉部子ども家庭課	宮城県女性相談センター	
秋田県	健康福祉部子育て支援課	秋田県女性相談所	○
		秋田県北秋田地域振興局大館福祉環境部	
		秋田県北秋田地域振興局鷹巣阿仁福祉環境部	
		秋田県山本地域振興局福祉環境部	
		秋田県秋田地域振興局福祉環境部	
		秋田県由利地域振興局福祉環境部	
		秋田県仙北地域振興局福祉環境部	
		秋田県平鹿地域振興局福祉環境部	
		秋田県雄勝地域振興局福祉環境部	
秋田県中央男女共同参画センター			
山形県	健康福祉部児童家庭課	山形県婦人相談所	
福島県	保健福祉部自立支援領域児童家庭グループ	福島県女性のための相談支援センター	○
		福島県男女共生センター	
		福島県県北保健福祉事務所	
		福島県県中保健福祉事務所	
		福島県県南保健福祉事務所	
		福島県会津保健福祉事務所	
		福島県南会津保健福祉事務所	
		福島県相双保健福祉事務所	
茨城県	保健福祉部子ども家庭課	茨城県婦人相談所	

	取りまとめ部局	支援センターの機能を果たす施設	中心施設
栃木県	保健福祉部児童家庭課	栃木県婦人相談所	○
		とちぎ男女共同参画センター	
群馬県	総務局人権男女共同参画課	群馬県女性相談所(群馬県女性相談センター)	
埼玉県	総務部男女共同参画課	埼玉県婦人相談センター	
千葉県	総合企画部男女共同参画課施策推進室	千葉県女性サポートセンター	○
		千葉県女性センター	
		習志野健康福祉センター	
		市川健康福祉センター	
		松戸健康福祉センター	
		柏健康福祉センター	
		野田健康福祉センター	
		印旛健康福祉センター	
		香取健康福祉センター	
		海匝健康福祉センター	
		山武健康福祉センター	
		長生健康福祉センター	
		夷隅健康福祉センター	
		安房健康福祉センター	
君津健康福祉センター			
市原健康福祉センター			
東京都	生活文化局都民生活部男女平等参画・青少年対策室	東京ウィメンズプラザ	○
		東京都女性相談センター	
神奈川県	県民部人権男女共同参画課	神奈川県立女性相談所	○
		神奈川県立かながわ女性センター	
新潟県	福祉保健部児童家庭課	新潟県女性福祉相談所	
富山県	厚生部児童青年家庭課	富山県女性相談センター	
石川県	県民文化局男女共同参画課	石川県女性相談支援センター	
福井県	県民生活部男女参画・県民活動課	福井県生活学習館	○
		福井県総合福祉相談所	
山梨県	福祉保健部児童家庭課	山梨県女性相談所	
長野県	社会部青少年家庭課	長野県女性相談センター	○
		長野県男女共同参画センター	
岐阜県	健康福祉環境部児童家庭課	岐阜県女性相談センター	
静岡県	健康福祉部子育て支援総室こども家庭室	静岡県女性相談センター	
愛知県	健康福祉部医療福祉計画課	愛知県女性相談センター	
三重県	健康福祉部こども家庭室	三重県女性相談所	
滋賀県	健康福祉部児童家庭課	滋賀県立男女共同参画センター	○
		滋賀県中央子ども家庭相談センター	
		滋賀県彦根子ども家庭相談センター	
京都府	保健福祉部児童保健福祉課	京都府婦人相談所	
大阪府	健康福祉部児童家庭室家庭支援課	大阪府女性相談センター	○
		大阪府立女性総合センター	
		大阪府寝屋川子ども家庭センター	
		大阪府池田子ども家庭センター	
		大阪府吹田子ども家庭センター	
		大阪府東大阪子ども家庭センター	
		大阪府中央子ども家庭センター	
		大阪府富田林子ども家庭センター	
大阪府岸和田子ども家庭センター			

	取りまとめ部局	支援センターの機能を果たす施設	中心施設
兵庫 県	健康生活部福祉局児童課	兵庫県立女性相談センター	
奈良 県	福祉部こども家庭局こども家庭課	奈良県中央こども家庭相談センター	
和歌山 県	福祉保健部子育て推進課	和歌山県女性相談所	
鳥取 県	福祉保健部子ども家庭課	鳥取県婦人相談所	○
		鳥取県西部福祉事務所	
		鳥取県中部福祉事務所	
島根 県	環境生活部環境生活総務課男女共同参画室	島根県女性相談センター	
岡山 県	生活環境部男女共同参画課	岡山県女性相談所	○
		岡山県男女共同参画推進センター	
広島 県	福祉保健部福祉総室家庭支援室	広島県立婦人相談所	
山口 県	環境生活部男女共同参画課	山口県男女共同参画相談センター	
徳島 県	保健福祉部長寿こども政策局こども未来課	徳島県女性支援センター	
香川 県	健康福祉部子育て支援課	香川県子ども女性相談センター	
愛媛 県	保健福祉部生きがい推進局子育て支援課	愛媛県婦人相談所	○
		愛媛県女性総合センター	
高知 県	文化環境部男女共同参画・NPO課	高知県女性相談所	
福岡 県	保健福祉部児童家庭課	福岡県女性相談所	
佐賀 県	健康福祉本部母子保健福祉課	佐賀県婦人相談所	○
		佐賀県立女性センター	
長崎 県	福祉保健部児童家庭課	長崎県婦人相談所	
熊本 県	環境生活部男女共同参画・パートナーシップ推進課	熊本県女性相談センター	
大分 県	生活環境部県民生活・男女共同参画課	大分県婦人相談所	
宮崎 県	福祉保健部児童家庭課	宮崎県女性相談所	
鹿児島 県	環境生活部青少年男女共同参画課	鹿児島県婦人相談所	
沖縄 県	福祉保健部青少年・児童家庭課	沖縄県女性相談所	

## II 配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数の結果について

(内閣府男女共同参画局)

【平成14年4月～平成16年4月分】

### 1. 相談の種類別件数

	総件数		平成14年度	平成15年度	平成16年度 4月分
		(構成割合)			
来所	24,964	30.1%	11,035	12,758	1,171
電話	56,237	67.9%	23,950	29,820	2,467
その他	1,676	2.0%	958	647	71
合計	82,877	100.0%	35,943	43,225	3,709

### 2. 性別相談件数

	総件数		平成14年度	平成15年度	平成16年度 4月分
		(構成割合)			
女性	82,554	99.6%	35,797	43,054	3,703
男性	323	0.4%	146	171	6
合計	82,877	100.0%	35,943	43,225	3,709

### 3. 被害者の年齢別相談件数

	総件数		平成14年度	平成15年度	平成16年度 4月分
		(構成割合)			
20歳未満	753	0.9%	332	389	32
20歳代	12,179	14.7%	5,343	6,332	504
30歳代	26,834	32.4%	11,422	14,178	1,234
40歳代	15,102	18.2%	6,474	7,922	706
50歳代	9,549	11.5%	4,353	4,810	386
60歳以上	5,694	6.9%	2,489	2,916	289
不明	12,766	15.4%	5,530	6,678	558
合計	82,877	100.0%	35,943	43,225	3,709

## 4. 都道府県別相談件数

	総件数			
	平成14年度	平成15年度	平成16年度 4月分	
北海道	1,835	791	975	69
青森	1,450	436	917	97
岩手	660	270	337	53
宮城	638	236	365	37
秋田	1,093	438	612	43
山形	440	172	235	33
福島	1,745	838	780	127
茨城	941	502	389	50
栃木	943	454	434	55
群馬	1,589	293	1,187	109
埼玉	4,914	2,119	2,572	223
千葉	4,716	2,187	2,336	193
東京	14,086	6,020	7,439	627
神奈川	5,138	2,047	2,857	234
新潟	660	225	415	20
富山	1,158	542	557	59
石川	1,448	675	697	76
福井	319	138	172	9
山梨	377	185	171	21
長野	1,860	792	965	103
岐阜	681	317	331	33
静岡	882	377	468	37
愛知	2,989	1,424	1,438	127
三重	1,802	721	986	95
滋賀	1,851	772	1,012	67
京都	1,734	809	840	85
大阪	7,881	3,417	4,173	291
兵庫	1,952	850	1,050	52
奈良	935	429	452	54
和歌山	977	464	474	39
鳥取	460	215	224	21
島根	854	350	476	28
岡山	1,947	939	945	63
広島	1,288	643	598	47
山口	894	400	461	33
徳島	796	289	477	30
香川	692	286	379	27
愛媛	517	220	276	21
高知	401	179	201	21
福岡	1,332	590	684	58
佐賀	743	295	376	72
長崎	865	387	456	22
熊本	1,034	519	472	43
大分	485	258	219	8
宮崎	621	337	267	17
鹿児島	905	479	400	26
沖縄	1,349	617	678	54
全国	82,877	35,943	43,225	3,709

Ⅲ 配偶者暴力に関する保護命令事件の処理状況等について

(最高裁判所事務総局民事局)

1 新受, 未済, 既済件数

	新受	未済	既済件数						
			認容(保護命令発令)				却下	取下げ等	
			認容	接近禁止のみ	退去のみ	退去 接近禁止			
平成13年10月	43	25	18	12	8	0	4	0	6
平成13年11月	67	24	68	56	40	0	16	2	10
平成13年12月	61	18	67	55	43	0	12	2	10
平成14年1月	73	32	59	46	33	1	12	2	11
平成14年2月	62	16	78	64	44	0	20	2	12
平成14年3月	86	30	72	56	40	0	16	1	15
平成14年4月	116	45	101	79	51	2	26	1	21
平成14年5月	100	39	106	81	62	0	19	6	19
平成14年6月	116	50	105	89	66	0	23	6	10
平成14年7月	146	60	136	111	74	0	37	6	19
平成14年8月	153	54	159	129	96	0	33	11	19
平成14年9月	137	58	133	119	79	0	40	2	12
平成14年10月	158	61	155	122	85	0	37	7	26
平成14年11月	146	54	153	120	83	1	36	9	24
平成14年12月	133	46	141	112	85	0	27	11	18
平成15年1月	144	60	130	99	71	0	28	7	24
平成15年2月	131	59	132	97	79	0	18	8	27
平成15年3月	133	42	150	124	81	1	42	5	21
平成15年4月	138	57	123	96	82	0	14	5	22
平成15年5月	147	62	142	110	81	1	28	6	26
平成15年6月	147	77	132	98	69	0	29	8	26
平成15年7月	193	77	193	153	113	0	40	11	29
平成15年8月	159	77	159	125	83	0	42	5	29
平成15年9月	177	76	178	158	109	0	49	5	15
平成15年10月	172	75	173	146	99	0	47	9	18
平成15年11月	134	64	145	125	86	2	37	5	15
平成15年12月	150	49	165	137	105	0	32	7	21
平成16年1月	120	58	111	82	56	2	24	4	25
平成16年2月	154	79	133	100	60	1	39	10	23
平成16年3月	183	55	207	168	111	0	57	11	28
平成16年4月	159	55	159	132	88	1	43	4	23
平成16年5月	132	64	123	101	64	0	37	5	17
合計	4170	64	4106	3302	2326	12	964	183	621

2 平均審理期間

認容された保護命令事件の平均審理期間 (平成13年10月～平成16年5月)	11.5日
------------------------------------------	-------

- \* 以上の数値は、各裁判所からの報告に基づくものであり、概数である。
- \* 平成13年10月分は、10月13日施行以降の件数である。
- \* 未済件数は、各月末日現在、審理中の事案の件数である。
- \* 「認容」には、一部認容の事案を含む。「却下」には、一部却下一部取下げの事案を含む。「取下げ等」には、移送、回付等の事案を含む。

## Ⅳ 配偶者暴力防止法施行後の主な取組

内閣府

### 1. 職務関係者に対する研修

- **平成14年2月** 研修用教材「配偶者からの暴力 相談の手引」を作成し、都道府県及び政令指定都市の担当部局や関係機関に配布している。
- **平成14年以降** 男女共同参画に関する相談研修を開催し、女性センター等の相談員等を対象に研修を実施している。

### 2. 広報啓発

- **平成13年以降** テレビ（「政策対談 明日への架け橋」、「キク！みる！」、「大調査!!なるほど日本人」、「話題にアタック」、「ご存じですか」）、ラジオ（「グッドモーニングジャパン」）、有線放送（「政府の窓」）、電光ニュース、モバイル携帯端末広告、政府広報誌（「にっぽんNOW」、「Cabiネット」、Online「広報通信」）、内閣府ホームページなど、様々な媒体を活用し、配偶者暴力防止法の内容、相談窓口等についての広報を実施している。
- **平成13年以降** 男女共同参画推進本部構成府省庁が主唱し、毎年11月12日から25日の2週間にかけて実施している「女性に対する暴力をなくす運動」において、地方公共団体、関係団体等と連携・協力の下、夫・パートナーからの暴力を中心とした女性に対する暴力について、集中的に広報・啓発活動を展開している。  
内閣府においては、ポスター、リーフレットを作成し、都道府県をはじめ関係機関へ配布している。
- **平成13年以降** 「女性に対する暴力をなくす運動」の一環として、毎年11月25日（「女性に対する暴力撤廃国際日」）に「女性に対する暴力に関するシンポジウム」を開催し、配偶者暴力防止法に関連する基調講演やパネルディスカッションを行っている。



- **平成14年6月** 夫・パートナーからの暴力を始めとする女性に対する暴力根絶のためのシンボルマークを作成し、各種ポスター、印刷物、旗、ピンバッジなどに活用している。



女性に対する暴力根絶のための  
シンボルマーク

### **3. 調査研究**

- **配偶者等からの暴力に関する調査**（平成14年度調査）  
夫婦のあり方についての意識、配偶者等からの暴力についての意識、配偶者等への加害経験、配偶者等からの被害経験について調査した。
- **配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究**（海外での実施体制調査）（平成14年度調査）  
イギリス、ドイツ、韓国、台湾、アメリカにおける加害者更生に関する取組について取りまとめた。諸外国と我が国では刑事政策が異なることから、諸外国の制度をそのまま導入することは難しい状況であった。
- **配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究**（加害者更生プログラムの実例調査）（平成15年度調査）  
被害者の保護を図る観点から、配偶者からの暴力に関する加害者向けプログラムが最低限満たすべき基準及び実施に際しての最低限留意すべき事項について検討を行った。16年度においてもさらに調査研究を進める予定。
- **相談員等の支援者に関する実態調査**（平成15年度調査）  
配偶者からの暴力に関する相談員等の支援者が置かれている状況を把握し、代理受傷やバーンアウトの実態及び加害者からのつきまとい、いやがらせ等の被害経験等を全国的に調査した。

### **4. 民間団体に対する援助**

- **情報及び資料の提供**  
配偶者からの暴力の被害者を支援する団体を対象に、「相談の手引」や調査研究報告書を配布するとともに、配偶者からの暴力の特性、業務に役立つ法律及び制度、相談機関に関する情報等をホームページを通じて提供している。

## (参考)

地方公共団体の中には、いわゆる民間シェルターに対し、財政的援助を行っているところがある。

平成13年度は、4都道県及び13市から18団体（延べ25団体）に対して、合計約3,500万円の財政的援助が行われている。

平成14年度は、6都道県及び17市から25団体（延べ33団体）に対して、合計約5,200万円の財政的援助が行われている。

平成15年度は、9都道県及び43市から38団体（延べ88団体）に対して、合計約7,400万円の財政的援助が行われている。

平成13年度～15年度において、地方公共団体から民間シェルターに対する財政的援助は、地方交付税法における特別の財政需要として、各年度末（3月）の特別交付税の算定基準に盛り込まれている。（措置率0.5）。